

## 議案第 3 2 号

石岡市特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 2 5 日 提 出

石岡市長 谷 島 洋 司

### 提 案 理 由

介護保険法の一部改正に伴い、引用箇所を改正及び特別養護老人ホームの定員を改正するため。

## 石岡市特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例

石岡市特別養護老人ホーム条例（平成18年石岡市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「第3条第1号」を「前条第1号」に、「20人」を「30人」に改め、同条第2号中「第3条第2号」を「前条第2号」に改め、同条第3号中「第3条第3号」を「前条第3号」に改める。

第11条第2項第1号中「第7条第11項」を「第8条第7項」に改め、同項第2号中「法第7条第13項」を「法第8条第9項」に改め、同項第3号中「法第7条第21項」を「法第8条第27項」に、「介護福祉施設」を「介護老人福祉施設」に改める。

### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。